

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号）附則第11条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年11月30日

富山市長 藤井 裕久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大山地域 大山地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年11月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	18 経営体
・認定農業者数	15 経営体 (うち法人 11 経営体)
・認定新規就農者	1 経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	0 経営体
・準担い手	2 経営体

4. 地域農業の将来のあり方

水稻中心の作付に加え、飼料稻、WCS、大麦、大豆、そば及び野菜（白ネギ、にんじん、みょうが等）を作付し、推進品目を明確化する。主穀作物以外の野菜等の作物を積極的に取組み、複合化を図る。生産した農産物を活用し、加工品や直売を進め六次産業化を進める。作物のブランド化やマーケティングを積極的に行なうことで、高付加価値化を高める。農家子弟や新規就農希望者を積極的に取り込み、地域農業の活性化につなげる。規模拡大及び生産性向上を図るために機械・施設を更新し、農業経営の効率化を図る。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。